

八戸工業大学における公的研究費の管理・監査及び 研究活動における不正行為への対応等の基本方針

平成26年11月13日
学 長 裁 定

1. 趣旨

この基本方針は、国または独立行政法人から本学に配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、また、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

2. 機関内の責任体系の明確化

本学の研究活動を適正に運営及び管理するために最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（副学長、学長補佐及び法人事務局長）、部局管理責任者（社会連携学術推進室長、基礎教育研究センター長、大学院専攻主任、学科長、研究所長、事務部長、その他学長が指名する者）を置く。

さらに、公的研究費に関して部局管理責任者は、コンプライアンス推進責任者として統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

- 1) 自己の管理監督する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること
- 2) 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること
- 3) 自己の管理監督する部局において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること
- 4) コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担った上で、必要に応じ、部門等の組織レベルで副責任者を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。

最高管理責任者、統括管理責任者及び部局管理責任者（コンプライアンス推進責任者（副責任者を含む。））は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うことに留意する。

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、研究者及び事務職員等に対して予算管理・執行の会計ルールのマニュアル「予算執行の手引き」を開示し適正な運営・管理に努める。また、毎年、公的研究費の適正な管理・執行等の説明を実施する。

事務職員は、「八戸工業大学研究者の行動規範」（平成20年1月17日 学長裁定）の趣旨を十分に理解し、本規範が遵守されるような環境整備に注力するとともに、競争的資金等に係る法令、関係規則を研究者に周知徹底し、不正行為の未然防止に努める。

4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者は、不正を発生させる要因把握・分析して不正防止計画を策定する。不正防止計画については、定期的見直しを行う。

最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理に努める。必要な場合は、弁護士、公認会計士等の専門的知識を有する者に助言求める。

5. 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求める。

また、構成員以外の取引業者、非常勤雇用者等についても本基本方針及び諸規則を遵守する。

6. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

公的研究費等の不正への取組に関する基本方針等を外部に公表する。

7. モニタリングの在り方

内部監査規程に基づき、毎年度内部監査を実施する。内部監査室長は、監査結果を理事長及び最高管理責任者に報告する。